

神照運動公園
管理運営業務仕様書

令和8年7月

長浜市
市民協働部 文化スポーツ課

<目次>

1	目的	P 3
2	施設の設置目的・概要	P 3
3	施設の整備等の予定	P 4
4	法令等の遵守	P 4
5	休業日及び利用時間	P 5
6	管理運営業務に関する基本的な考え方	P 6
7	業務の内容	P 6
8	スポーツ振興事業に関する業務基準	P11
9	自主事業に関する業務基準	P13
10	公衆電話等の取扱い	P14
別表	神照運動公園維持管理業務仕様一覧	P15
参考資料	神照運動公園管理運営業務についての特記仕様	P21

1 目的

本仕様書は、神照運動公園の管理運営業務を指定管理者が行うにあたっての管理運営の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の設置目的・概要

目的：市民一般の体育及びスポーツの普及振興と市民の健康の増進と文化的生活の向上を図り、併せて市民の文化の向上とスポーツの振興に寄与することを目的とする。

概要：管理施設については、神照運動公園内に一体的に整備された3つの施設により構成されている。指定管理者においては、スポーツ団体を中心とした多くの利用者に対して施設の貸出しを行うとともに、広く市民を対象としたスポーツ振興のためのさまざまな教室・イベントを展開することになる。また、施設の一部を活用し、市民の健康づくり、レクリエーションの場として広く一般に開放することになる。

(1) 長浜市多目的競技場

- | | |
|---------|--|
| ① 名称 | 長浜市多目的競技場 |
| ② 所在地 | 滋賀県長浜市神照町（神照運動公園内） |
| ③ 施設の構造 | - |
| ④ 面積 | 市民競技場 18,256.81 m ²
ゲートボール場 1,440.00 m ²
ソフトボール場 4,800.00 m ² |
| ⑤ 開設年度 | 平成8年度 |
| ⑥ 施設内容 | 市民競技場 トラック（400m×8コース）
フィールド（天然芝）
夜間照明・管理棟・スタンド（600人収容）
ゲートボール場 ゲートボールコート2面
ソフトボール場 両翼68.6m、夜間照明 |
| ⑦ その他 | 市民競技場のトラック・周辺部分及びゲートボール場については、貸切り利用のない場合に限り、公園施設として一般に開放すること（市民競技場のフィールド及びソフトボール場については開放しない）。 |

(2) 長浜市レクリエーション広場

- | | |
|---------|------------------------------|
| ① 名称 | 長浜市レクリエーション広場 |
| ② 所在地 | 上記(1)②と同じ |
| ③ 施設の構造 | - |
| ④ 面積 | 約16,000 m ² |
| ⑤ 開設年度 | 平成22年度 |
| ⑥ 施設内容 | 運動場
外周園路・健康遊具 |
| ⑦ その他 | 該当施設の外周園路及び健康遊具については、公園施設として |

一般に開放すること。

(3) 長浜市民プール

- ① 名称 長浜市民プール
- ② 所在地 上記(1)②と同じ
- ③ 面積 約 6,100 m²
- ④ 開設年度 平成 26 年度
- ⑤ 施設内容 流水プール(1周 140m) 25mプール(8コース)
幼児プール(すべり台付き)・ウォータースライダー(2本)
管理棟

(4) 神照運動公園全体

- ① 名称 神照運動公園
- ② 所在地 上記(1)②と同じ
- ③ 面積 約 89,297 m²
(東側約 44,000 m²・西側約 38,000 m²・北側約 7,297 m²)
- ④ 開設年度 東側 平成 8 年度
西側 平成 22 年度
北側 令和 9 年度(予定)
- ⑤ 施設内容 長浜市多目的競技場
長浜市レクリエーション広場
長浜市民プール
駐車場 東側約 120 台・西側約 110 台
- ⑥ その他 この施設は災害時、防災公園としての役割も果たします。また、現在市民プール北側に約 180 台分の駐車場を整備中であり、令和 9 年 4 月以降供用開始予定です。

3 施設の整備等の予定

令和 6 年 4 月 1 日に策定した長浜市スポーツ施設整備基本計画に基づき、以下のとおり施設の整備等を予定しています。

- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| ①長浜市民プール | 防水塗装 | 令和 9 年度以降 |
| | ウォータースライダー修繕 | 令和 11 年度 |
| ②長浜市多目的競技場 | トイレバリアフリー化 | 令和 11 年度 |
| | 照明 LED 化 | 令和 15 年度 |

上記①、②はあくまで予定であり、実際の着手時期は、施設の状況等に応じて変更することがあります。

4 法令等の遵守

神照運動公園(施設(附帯設備を含む。以下「管理施設」という。))の管理運営にあたっては、次の各項に掲げる法令等その他の関係する法令等を遵守しなければならない。

- ① 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- ② 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)
- ③ 長浜市民スポーツ施設条例(平成 18 年長浜市条例第 204 号以下「施設条例」と

いう。)、長浜市都市公園条例(平成18年長浜市条例第162号以下「公園条例」という。)

- ④ 長浜市民スポーツ条例施行規則(平成28年長浜市規則第44号「施設規則」という。)及び長浜市都市公園条例施行規則(平成18年長浜市規則第150号以下「公園規則」という。)
- ⑤ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑥ 長浜市情報公開条例(平成18年長浜市条例第17号)
- ⑦ 長浜市行政手続条例(平成18年長浜市条例第22号)
- ⑧ 建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の建物及び設備の管理に関する法令等
- ⑨ 労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の職員の雇用に関する法令等

5 休業日及び利用時間

(1) 休業日

管理施設の休業は、下記のとおりとする。なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て休業日に開業し、または休業日以外の日

に休業することができる。

[長浜市多目的競技場]

(1)火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日、土曜日又は日曜日に当たらない直後の日とする。

(2)12月29日から翌年1月3日まで

[長浜市レクリエーション広場]

(1)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日

(2)12月29日～翌年1月3日

[長浜市民プール]

7月第1金曜日から8月31日以前の最後の日曜日までの日以外の日

(2) 利用時間

管理施設の利用時間は、下記のとおりとする。なお、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て利用時間を変更することができる。利用のない夜間の利用時間について臨時的に閉業とする場合には、市との協議を行うこと。

[長浜市多目的競技場]

午前6時から午後9時まで

[長浜市レクリエーション広場]

午前8時30分から午後5時まで

[長浜市民プール]

午前10時から午後5時まで

※長浜市多目的競技場のうち市民競技場のトラック・周辺部分及びゲートボール場(貸切り利用のない場合に限る)と、長浜市レクリエーション広場の外周園路・健康遊具については、上記の休業日及び利用時間に関わらず、

年間を通して一般に開放すること。

6 管理運営業務に関する基本的な考え方

指定管理者が管理施設を管理運営するにあたり、従うべき基本的項目は、次に掲げるとおりとする。

- ① 施設条例及び施設規則等の内容を十分に理解し、法令等の規定に基づいた運営を行うこと。
- ② 管理施設の設置目的に従った適切な管理運営及び効果的な事業展開を行うこと。
- ③ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利となるような取扱いをしないこと。
- ④ 利用者等が快適に施設を利用することができるよう適正な管理運営を行うとともに、効果的かつ効率的な運営を行い、管理運営経費の削減に努めること。
- ⑤ 個人情報の保護を徹底すること。
- ⑥ 災害時や緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- ⑦ 市と密接に連携をとりながら管理運営を行うこと。

7 業務の内容

(1) 施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務

- ア 体育、スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施
- イ 競技場、会議室その他の施設及び設備器具の提供
- ウ その他市長が必要と認める業務

(2) 都市公園条例第22条各号に掲げる事業の実施に関する業務

- ア 公園利用者の利用に供する業務
- イ 有料公園施設の利用許可に関する業務
- ウ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 第5条の規定による都市公園の利用の禁止又は制限に関する業務
- オ 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 管理施設の維持管理に関する業務

管理施設の維持管理業務については、次のアからエを基本とし、業務内容や頻度等の詳細については、別表「神照運動公園維持管理業務仕様一覧」を参照すること。

ア 保守管理業務

(ア) 保守管理計画の作成等

保守管理計画を作成し、定期的に点検を行うこと。

(イ) 建築物の保守管理（屋外施設や植栽等を含む。）

建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

(ウ) 建築設備等の保守管理

建築設備（自動ドア、昇降機設備、シャッター、給排水設備、電気設備、非常用電源設備、消防設備、空調関係設備、中央監視設備、情報機器設備、駐車場設備等）その他設備は、日常点検及び法定点検並びに必要な修繕を行い、初期の性能を維持すること。

a 日常点検

日常点検は、日常的に設備の運転監視、巡視を行い、施設を安全かつ衛生的に維持するために行う点検をいう。

b 法定点検

法定点検は、関係法令の規定に従い、専門の有資格者が行う点検をいう。

(エ) 備品等の保守管理

a 備品の保守管理

施設の運営に支障をきたさないよう備品の管理を行うとともに、備品台帳の管理を行うこと。

なお、滅失、き損等が発生した時には、速やかに市に報告を行うこと。

b 消耗品の管理

施設の運営に支障をきたさないよう、必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行うこと。不具合の生じたものに関しては随時更新を行うこと。

(オ) 植栽の管理

敷地内の樹木、植え込み、芝生については、剪定、施肥、除草、殺虫剤の散布等を行い、美観を保つこと。

(カ) 駐車場の管理

駐車場の管理を行い、利用者の安全を確保すること。特に多くの集客が見込まれる場合には、利用者の安全確保はもちろん、周辺における迷惑駐車についても十分な対策を講じること。

イ 清掃・保守警備業務

(ア) 清掃業務（除雪作業・外溝を含む。）

管理施設の環境を維持し、快適な環境を保つため、清掃業務を適切に行うこと。

a 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持すること。

b 留意事項

貸出し対象施設の清掃時間、清掃頻度などは、施設利用者の妨げとならないように努めること。特に催物の開催時は、作業を控えること。やむを得ず作業を行う時には、服装や身だしなみに十分に配慮した上で、最小限の作業に止めるなど、施設利用者への配慮を行うこと。

(イ) 保安警備業務

指定管理者は、保安警備業務における日常の巡回・監視、管理作業等の際、危険と思われる箇所があった場合については、関係部署への連絡等の助言、安全確保等の措置を行うこと。

(ウ) 作業者の管理

別表の「神照地区スポーツ施設維持管理業務仕様一覧」にかかる業務を遂行するため、スポーツトラクター及び軽トラック等の作業車をリース契約により手配し、使用すること。

(エ) 除雪

除雪は、指定管理者が行うものとする。冬季には敷地内の凍結に注意し、必要により凍結防止剤の散布等を行うとともに、降雪があった場合は、施設における除雪作業を行い、敷地内における安全確保、事故の防止に努めること。

(オ) その他

指定管理者は、事前に市の承認を得て、管理施設の設置目的に則した範囲内で工作物を設置することができる。

ウ 危機管理業務

(ア) 危機管理体制の整備

指定管理者は、非常災害、事故等の緊急事態発生時に備え、管理施設の危機管理体制を整備し、緊急時の連絡先等をあらかじめ市に報告するとともに、避難・救出その他必要な訓練を定期的実施すること。

(イ) 防火管理者の設置

防火管理者を定め、防火管理者選任届等を消防署に届け出ること。

(ロ) AEDの設置・管理

神照運動公園事務所棟、長浜市民プール（開業期間中）には指定管理者がAEDを各1台以上設置し、指定管理者が適正に維持管理を行うこと。

また、AEDを適切に使用できる職員を常時1人以上配置すること。

(エ) 保険の加入

指定管理者は施設損害賠償責任保険等、施設管理上必要な保険に加入すること。

エ その他

(ア) 建築基準法第12条の規定に基づく定期点検については、指定管理者が行うこと。

施設内容	構造等	面積
神照運動公園管理事務所	鉄筋コンクリート造1階建	415.69 m ² (観覧場:408.60)
長浜市民プール管理棟	鉄骨造2階建	建築面積 514.42 m ² 延床面積 673.28 m ²

点検内容及び実施時期は次のとおりとする。

神照運動公園管理事務所、長浜市民プール管理棟

年度	建築物の定期点検 (建物躯体) 【3年以内ごとに実施】	建築設備の定期点検 (換気、排煙、非常照明、給排水) 【毎年実施】
令和9年度	不要	必要
令和10年度	必要(前回は令和7年度実施)	必要
令和11年度	不要	必要
令和12年度	不要	必要
令和13年度	必要	必要

(3) 管理施設の使用許可に関する業務

ア 施設利用の貸出業務

(7) 受付場所

長浜市多目的競技場管理棟とする。

(4) 使用許可

当市では、施設の予約について公共施設予約システムを導入していることから、システムで利用者からの使用許可申請を受け付け、その申請について審査し、許可又は不許可を決定すること。また、予約システムの利用者登録の受付を行うこと。

なお、市民プールについては、市の公共施設予約システムは導入していないことから、指定管理者において予約システム、抽選システムを導入し、受付等を行うこと。

併せて、利用者からの相談、電話での問い合わせ、施設見学等に対応すること。

なお、使用許可申請から許可又は不許可の決定までの事務処理日数は、原則として1以内とし、利用申込みの受付、使用許可を行った状況を管理すること。

(ウ) 職員体制等

① 利用申込みの受付業務には、長浜市多目的競技場管理棟及び長浜市民プール（開館時）に各1名以上を配置し、利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制とすること。

② その他組織体制については、下記を基準とすること。

a 関係法令を遵守しつつ、開館日・開館時間において必要なサービス水準を確保できる組織を構築すること。

b それぞれの管理運営業務に応じて雇用形態及び勤務体制を工夫し、効率的な組織を構築すること。

c 迅速かつ的確な意思決定体制を構築すること。

d 管理施設の設置目的の達成に向け、幅広い視点と専門的な知識・技術を持った人材の育成及び確保に努めること。

e 計画的に研修を行い、職員の能力水準の向上に取り組むこと。

f 利用者から寄せられる意見・要望に適切に応えることのできる体制を整えること。

g 地域雇用創出の観点から、長浜市内の人材の雇用に努めること。

イ 施設利用の受付・利用調整

(7) 受付

指定管理者は、原則として、利用者が使用しようとする日の属する月の2か月前から使用しようとする日までの期間において、利用申込みを受け付けること。

ただし、下記については期間外であっても受け付けること。

区分	受付開始日
a. 市や、管理施設の指定管理者の主催・共済事業	随時
b. 市内の保育園・幼稚園・小学校・中学校又は高等学校が、乳幼児・児童・生徒を対象に使用する場合	
c. 市スポーツ施設協会や、その関係団体主催の大会等 c. 市内の地域団体・職域団体主催の大規模な大会等 c. 市内の総合型スポーツクラブ主催の大会等	利用年度の前年度1月上旬の指定日

(イ) 利用調整

利用申込みのあった施設・時間について調整が必要な場合には、明確な基準により公正かつ適正に行うこと。

なお、当市の利用申込みについては、優先的に利用申込みを受け付けること。

(ウ) 施設の解錠・施錠について

管理施設の解錠・施錠については、原則、指定管理者で行うものとするが、利用者に対して施設の鍵を貸し出す場合には、確実に施錠を行うよう指導し、必要に応じて施錠確認を行うこと。また鍵の返却については、返却ポストの設置等利用者の利便性の向上が図れる工夫を行うこと。

(4) 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

ア 利用料金の設定

指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、市長の承認を得て利用料金を設定すること。利用料金の設定の際には、書面にて市長に申請し、その承認を得なければならない。利用料金を改定するときも同様とする。

指定管理者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに6か月を越える周知期間を設けなければならない。ただし、指定当初に既存料金と同じ金額で利用料金を設定する場合は、市の承認後速やかに周知を行うものとする。

イ 利用料金の管理

指定管理者は、利用者から徴収した利用料金に関する帳簿を作成し、管理するものとする。

利用料金は、特別な場合を除き前納とする。徴収方法については、利用者の利便性を考慮して、市と協議の上定めること。

(5) その他市長が必要と認める業務

ア 利用促進及びサービス向上

(ア) 管理施設の貸出しについては、それぞれの目的・特徴を踏まえて、計画的に利用促進に取り組むこと。

(イ) 管理施設のPRや、貸出し手続き・利用料金等についての市民への周知を行うこと。

(ウ) 市民やスポーツ団体等の利用者のニーズを把握し、業務の改善、サービスの向上に役立てること。

(エ) 管理施設にて行われる指定管理者主催以外の事業についても、市民等からの問合せに適切に対応すること。

(オ) 市民やスポーツ団体等の利用者からの苦情・要望には、組織的に迅速かつ適切に対応すること。

イ その他

(ア) 管理施設では、使用日の2ヶ月前から使用許可申請を受け付けているため、指定管理者の提案による新しい施設運営の仕組みについては、市と十分に協議のうえ導入すること。

(イ) 管理施設の運営に従事する職員は、利用者から施設職員とわかるように名札を

着用すること。

- (ウ) 施設事務所にて使用する電話機・パソコン・プリンター・コピー機等の事務機器や自動車については、原則として指定管理者が調達すること。
- (エ) 施設内は禁煙とするが、必要に応じて屋外の一角に喫煙場所を設置すること。
- (オ) 市の方針、施策、事務事業を理解し、積極的に協力すること。
- (カ) 市の主催事業等に関するPRに積極的に協力し、施設においてポスターの掲示、チラシの配付を行うこと。
- (キ) 随時、市からの依頼により、施設の管理運営についての統計資料等の作成を行うこと。
- (ク) 管理施設には、市の許可を受けないで指定管理者の本社・本部事務所を置かないこと。

8 スポーツ振興事業に関する業務基準

指定管理者の業務の範囲に位置付けられた「スポーツ振興事業（長浜市スポーツ施設条例第3条各号に関する業務）」については、第2期長浜市スポーツ推進計画（R8.3 策定）の内容に沿って、実施すること。指定管理者は、事業についての企画・提案を行い、事業を実施する際には、当市の承認を得たうえで事業展開を行うこと。ただし、指定管理者が実施する事業は、市民が広く参加できる内容に限ることとし、特定の団体等のみを対象としたものを実施することができないものとする。

なお、スポーツ振興事業については、その経費にあてるために入場料・参加費等を徴収することができるものとし、その収入は、指定管理者の収入とする。その一方で、スポーツ振興事業の経費に指定管理料及び利用料金収入を充てることはできないものとする。また、指定管理者が事業を行う場合であっても、施設の条例に従い、施設及び附帯設備・備品の利用料金を支払わなければならない（管理施設の収入として計上）。

行政財産の目的外使用を伴う場合は、当市の許可を得るとともに、長浜市行政財産目的外使用条例（平成18年長浜市条例第74号。）の規定に基づく行政財産使用料を市に納付しなければならない。

企画においては、他の利用者の妨げにならないよう、開催回数、開催時期について配慮すること。

【第2期長浜市スポーツ推進計画 概要】

計画ホームページ URL : <https://www.city.nagahama.lg.jp/0000016666.html>

めざす姿

誰もが輝く、健康で活力あふれるスポーツのまち NAGAHAMA

基本方針 1

ライフステージに応じたスポーツの充実

【施策の方向性】

幼児期から高齢期まで、それぞれの発達段階やライフスタイルに合わせて適切な運動を行うことで、心身の健康を促進し、生活の質を高めることができます。

誰もが、それぞれの体力や年齢、興味・目的等に応じて、いつでも、どこでもいつまでもスポーツに親しむことができる「スポーツのまち」を推進します。

【施策】

- 1 遊びや体験を通じたスポーツ機会の充実（幼児期・学童期）
- 2 スポーツ活動の充実（中学校～高校）
- 3 スポーツ参加機会の拡充（働く世代・子育て世代）
- 4 スポーツによる健康な体の維持（高齢期）
- 5 スポーツ活動への参加の促進（しょうがい者）
- 6 スポーツによる家族や仲間との交流

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
自分から進んで戸外へ出たり身体を動かしたりして遊ぶとする子どもの割合（5歳児）	83.4%	90.0%
1週間の総運動時間60分未満の割合（小学校5年生）	男子 11.2% 女子 22.2%	男子 7.0% 女子 14.0%
新体力テストの合計得点平均値（小学校5年生）	男子 51.38 点 女子 51.75 点	男女ともに 53.0 点
スポーツ少年団活動団体数	25 団体	現状維持
成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.6%（R5）	70.0%
集団健康教育後に週1回以上運動をしている人の割合（後期高齢者）	59.7%	64.0%

基本方針 2

スポーツを支える環境の整備

【施策の方向性】

誰もが興味・関心、適性等に応じてスポーツ活動を始められることができるよう、身近でスポーツを楽しめる環境づくりや見やすくわかりやすい情報の発信を進めます。また、競技団体の活動を支援するとともに、これからの競技力向上を担う人材や質の高い指導者を育成します。

さらに、誰もが安心、安全にスポーツ施設を利用できるよう、施設等の環境整備を進めます。

【施策】

- 1 総合型地域スポーツクラブの活動の充実
- 2 競技スポーツの育成・支援
- 3 スポーツ施設の計画的な整備
- 4 スポーツ関連情報の発信強化

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
スポーツ施設利用者数	548,359 人	現状維持
学校体育施設開放事業利用件数	5,003 件	6,000 件

【施策の方向性】

国スポ・障スポ大会開催後の成果を最大限に活かし官民一体となって地域資源や自然環境を活かした「スポーツ大会」や「スポーツ合宿」の誘致を図ります。また、子どもや若者が地域において多様なスポーツに継続して取り組める環境を地域全体で整備していきます。

さらに、行政、企業、地域団体、大学、医療機関、市民などが連携しながらスポーツを起点とした多様な活動を展開します。

【施策】

- 1 国スポレガシーの創出と活用
- 2 子ども・若者が継続的にスポーツに親しむ機会の創出
- 3 連携・協働によるスポーツの推進
- 4 スポーツツーリズムの推進

【指標】

指標	現状（令和6年度）	目標（令和15年度）
スポーツ合宿受入チーム数	3チーム（R5）	15チーム
全国規模大会開催数	8件	15件
部活動（地域クラブ）の外部指導者数	28人	地域指導者200人
大学との連携事業の数 （健康・スポーツの分野）	3事業	8事業
スポーツ体験・交流事業実施数	スポーツ体験事業 6件	スポーツ体験事業 6件
	トップアスリート交流会 3件	トップアスリート交流会 3件
	スポーツ講演会 3校	スポーツ講演会 5校

9 自主事業に関する業務基準

指定管理者は、「6 業務の内容」、「7 スポーツ振興事業に関する業務基準」に掲げる業務のほか、事前に当市の承認を得て、自ら企画・提案を行い事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。ただし、指定管理者が実施する自主事業は、市民が広く参加できる内容に限ることとし、特定の団体等のみを対象としたものを実施することができないものとする。

自主事業による収入は、指定管理者の収入とする。ただし、施設及び設備を使用して事業を実施する場合は、使用料相当分を施設の収入として計上しなければならない。また、行政財産の目的外使用を伴う場合は、当市の許可を得るとともに、長浜市行政財産目的外使用料条例（平成18年長浜市条例第74号。以下「目的外使用料条例」という。）の規定に基づく行政財産使用料を市に納付しなければならない。

管理施設で実施できる自主事業は、次のとおりとする。

① 飲食事業

指定管理者は、利用者へのサービス提供の観点から、イベント時等に飲食の販売等を行うことができること。なお、販売内容については、販売する物品、料金、販売方法等を当市に提出し、事前に市の承認を得ること。

また、事前に保健所等に必要な手続を行うこと。

② 物販事業

指定管理者は、利用者へのサービス提供の観点から、施設に関連した物品の販売等（自動販売機を含む）を行うことができること。なお、販売内容については、販売する物品、料金、販売方法等を当市に提出し、事前に市の承認を得ること。

また、自動販売機等に係る電気代等については、指定管理者の負担とし、当該実費相当分を施設収入として計上すること。

③ その他の事業（市が認めた内容に限る。）

指定管理者は、各施設の空き時間や空きスペースを利用し、指定管理者の負担により、イベント等の事業を行うことができる。ただし、事業規模等の調整が必要であることや、事業の趣旨等から実施できない場合があるので、事前に市の承認を得る必要がある。

10 公衆電話等の取扱い

指定管理者は、公衆電話などを設置する場合は、市に対して行政財産の目的外使用許可を受けるとともに、目的外使用料条例の規定に基づく行政財産使用料を市に納付しなければならない。

ただし、公衆電話等設置業者が、直接市の行政財産目的外使用許可を受けて公衆電話等を設置することができるものとする。この場合は、公衆電話等設置業者が行政財産目的外使用料を市に納付しなければならない。

ア 設置費用

設置に必要となる費用は、許可を受けて公衆電話等を設置する団体が負担するものとする。ただし、公衆電話等の売上については、設置者が収受するものとする。

イ 設置場所

設置場所については、市と協議の上、決定すること。

ウ 実費負担

公衆電話等に係る電気代等については、市が電力会社等に支払った場合は、当該実費相当分を設置者から徴収するものとする。

別表

神照運動公園維持管理業務仕様一覧

1. 長浜市多目的競技場

区分	業務項目	業務内容	頻度
建築物の保守管理	外観点検	仕上り材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	2回/年
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
建築設備等の保守管理	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1回/月
	空調設備保守点検	吸収式冷温水機、冷却塔、冷温水ポンプ、それらの自動制御機器の保守点検	1回/3年
	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/年
備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	AEDの設置	AEDの設置、管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
植栽の管理	植え込みの剪定作業	植え込みの剪定作業	1回/年
	除草作業	敷地内の樹木、植え込み、芝生における除草作業	4回/年
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み、芝生における施肥、殺虫剤の散布等	随時
清掃業務	施設内定期清掃	床面掃除機がけ	随時
		床面ワックスがけ	1回/年
		ガラス磨き上げ	1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除	1回/日
	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除 自動ドアのガラス磨き上げ	1回/日
	ホールの清掃	休憩所の床・ソファ・テーブルの清掃	随時
	スタンドの清掃	いす、床面の掃き掃除	1回/月
	倉庫の清掃	床面掃き掃除、備品の整理整頓	1回/月
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	随時

	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	随時
--	------	---------------------------	----

1. 長浜市多目的競技場

区分	業務項目	業務内容	頻度
スポーツ施設機能の維持管理	芝生の維持管理 【多目的競技場】	詳細な年間作業計画の策定（養生期間の設定を含む。）	1回/年
		年間作業計画に沿った、芝張り、刈込み、散水、施肥、目土散布、エアレーション、除草剤散布、サッチ取り	計画に基づく
	グラウンドの維持管理 【ゲートボール場】 【ソフトボール場】	整地、土補充、掘起し、転圧、散水、除草 多目的のトラック	随時
	夜間照明設備の保守点検 【多目的競技場】 【ソフトボール場】	電球切れ、点灯状況等の目視確認	1回/月
	管理棟放送設備の保守点検	スイッチの接触、音声の状況等の確認	1回/月

2. 長浜市民プール

区分	業務項目	業務内容	頻度
建築物の保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	2回/年
	建築物の定期点検	建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の定期点検の実施	1回/3年
建築設備等の保守管理	自家用電気工作物保安管理	自家用電気工作物の保守点検	1回/月
	空調設備保守点検	吸収式冷温水機、冷却塔、冷温水ポンプ、それらの自動制御機器の保守点検	1回/3年
	消防設備保守点検	自動火災報知設備・屋内外消火栓設備・非常用放送設備等の外観点検・機能点検・総合点検	2回/年
	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
	建築設備の定期点検	建築基準法第12条第4項の規定に基づく建築設備の定期点検の実施	1回/年
備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品（券売機含む）の保守管理	随時
	AEDの設置	AEDの設置、管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
清掃業務	大規模清掃	プール水槽内側・ウォータースライダー・プールサイドの清掃、消毒	1回/年 (開業前)
	プールサイドの清掃	プールサイドの水あか・ぬめり・藻の除去	1回/週 (開業中)
	更衣室・シャワー室の清掃	床・壁拭き掃除 流し台・排水口の清掃	1回/日 (開業中)
	施設内定期清掃	床面掃除機がけ	随時
		床面ワックスがけ	1回/年
		ガラス磨き上げ	1回/年
	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレトペーパー・石鹸水補給、ドア拭き掃除	1回/日 (開業中)
	玄関の清掃	玄関周辺の掃き掃除 自動ドアのガラス磨き上げ	1回/日 (開業中)
	ホールの清掃	休憩所の床・ソファ・テーブルの清掃	随時
	倉庫の清掃	床面掃き掃除、備品の整理整頓	1回/月
保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	随時
	機械警備	閉館時における機械警備による事故・犯罪・災害の予防	随時

2. 長浜市民プール

区分	業務項目	業務内容	頻度
スポーツ施設 機能の 維持管理	水道設備の保守点検	水道設備（給水・排水）の保守点検	1回/開業前 1回/開業後
	循環ろ過設備の保守点検	循環ろ過設備の保守点検	1回/開業前 1回/開業後
	ボイラーの保守点検	ボイラーの保守点検	1回/開業前 1回/開業後
	プール施設の安全管理	ウォータースライダーの法定点検	1回/年
		遊具の安全点検	1回/年
		プール槽内の給排水口及びウォータースライダー・遊具の安全点検	1回/日
	プールの水質検査	プールの水質検査	3回/日 (開業中)

3. 長浜市レクリエーション広場

区分	業務項目	業務内容	頻度
建築物の保守管理	外観点検	仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生状況を確認	1回/月
	落書き点検	施設内外における落書きの有無を確認	1回/週
	防火対象物定期点検	消防法第8条の2の2の規定に基づく定期点検を実施	2回/年
建築設備等の保守管理	電灯設備点検	電灯設備の点検、電球等の交換	随時
備品等の保守管理	備品の保守管理	備品台帳の管理、備品の保守管理	随時
	消耗品の管理	消耗品の購入、管理、補給、交換等	随時
植栽の管理	植え込みの剪定作業	植え込みの剪定作業	1回/年
	除草作業	敷地内の樹木、植え込み、芝生における除草作業	4回/年
	その他の植栽の維持管理	敷地内の樹木、植え込み、芝生における施肥、殺虫剤の散布等	随時
清掃業務	トイレの清掃	床面モップ拭き、便器・洗面台清掃、鏡磨き上げ、汚物処理、トイレットペーパー・石鹼水補給、ドア拭き掃除	1回/日
	倉庫の清掃	床面掃き掃除、備品の整理整頓	1回/月
	その他の施設内外の清掃	その他の施設内外の清掃	随時
保安警備業務	保安警備業務	開館時における事故・犯罪・災害の予防 日常の巡回、監視	随時
レクリエーション施設の維持管理	グラウンド・外周の維持管理	整地、土補充、掘起し、転圧、散水、除草	随時
	健康遊具の維持管理	健康遊具の保守点検	1回/月

4. 神照運動公園共通

区分	業務項目	業務内容	頻度
植栽の 管理	植え込みの剪定 作業	植え込みの剪定作業	1回/年
	花壇の維持管理	花植え	2回/年
		散水・施肥・除草・害虫駆除等	随時
	その他の植栽の 維持管理	施肥、除草・害虫駆除等	随時
除雪業 務	施設の玄関周 辺・駐車場等の 除雪	施設の玄関周辺・駐車場等の除雪	随時
駐 車 場 管 理 業 務	駐車場の安全管 理	自動車等の誘導	随時
		駐車場施設の安全管理	随時
	迷惑駐車対策	公園内外における迷惑駐車防止	随時
管 理 用 道 路 の 維 持 管 理	舗装面の維持管 理	維持補修	随時
	日常管理	管理道路の安全確保等	随時

神照運動公園管理運営業務についての特記仕様

1 長浜市多目的競技場

(1) 天然芝の保護

- ① 天然芝の保護のため、計画的に刈込み、散水、施肥等を行い、開館日においても必要に応じて利用制限を行う等、芝の保護に努めること。(1日当たりの利用時間制限、雨天における利用中止等)。利用制限を行う場合は市と協議して行うこと。

2 長浜市民プール

プールの管理運営については、スポーツ施設の中でもとりわけ利用者の安全・安心の確保に最善をつくすこと。

- ① 当該施設の管理運営業務については、市と協議のうえ、指定管理者において文部科学省及び国土交通省が定める「プールの安全標準指針」に基づき、安全管理及び衛生管理のための詳細なマニュアルを作成のうえ、それに従って業務を行うこと。
- ② 開館前には、水道設備（給水・排水）、地下水くみ上げ設備、循環ろ過設備、ボイラーの保守点検、ウォータースライダーの保守点検を行うこと。
- ③ プール水槽内側及びプールサイドの清掃、消毒を行ったうえで、地下水による給水を開始すること。
- ④ 給水終了後は、循環ろ過設備の連続運転を行いつつ、プールを遊泳に適した水質、水温に保つこと。
- ⑤ 開業後においては、水位を維持するために、随時、必要な給水を行うこと。
- ⑥ 水温、利用状況等に応じて、随時、必要な消毒薬剤の添加を行うこと。
- ⑦ プールサイド、更衣室等については、定期的な清掃とともに、きめ細かな日常清掃を行うことで快適かつ衛生的な環境を維持すること。
- ⑧ 流水プール、25mプール、ウォータースライダー、幼児プールのそれぞれに、安全に十分な監視員を複数名配置すること。
- ⑨ 日常点検ではウォータースライダー滑走路部分の塗装の剥がれ、ひび割れ、継ぎ目部分の劣化磨耗を十分確認し、不具合箇所や法廷点検で指摘のあった箇所については毎年塗装及び補修を行うこと。
- ⑩ 開館時間前に受付にて行列が予想される場合はあらかじめテントの設営や日よけの設置、ミストシャワー等の熱中症対策をとること。